

令和2年度 兵庫県・神戸市調整会議

日 時 令和2年12月15日(火)
10時30分～12時00分
場 所 兵庫県公館大会議室

次 第

1. 開 会

2. 協 議

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応
- (2) 魅力あふれるまち・地域づくり
- (3) 起業・創業の活性化
- (4) 県が管理する河川の管理権限移譲
- (5) 県民緑税の延長
- (6) 今後のスポーツ振興

3. 閉 会

[配布資料]

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 協議事項説明資料
- ・ 参考資料

令和2年度

兵庫県・神戸市調整会議出席者名簿

(兵庫県)

知事		井戸敏三
副知事		金澤和夫
副知事		荒木一聡
防災	災	早金孝裕
技		八尋裕平
知事	公室	藤原俊晃
企画	県民部	戸梶晃輔
政策	創生部	水埜浩
健康	福祉部	藪本訓弘
福祉	部	入江武信
産業	労働部	谷口賢行
農政	環境部	寺尾俊弘
環境	部	田中基康
県土	整備部	服部洋平
まち	づくり部	出野上聡
病院	事業管理者	長嶋達也
教育	次長	和泉秀樹
神戸	県民センター	城友美子

(兵庫県議会)

議長		原テツアキ
副議長		春名哲夫

令和2年度

兵庫県・神戸市調整会議出席者名簿

(神戸市)

市	長	久元	喜造
副	市長	今西	正男
副	市長	油井	洋明
副	市長	恩田	馨
市長室	長	筒井	勇雄
危機管理監		山平	晃嗣
企画調整局長		谷口	真澄
企画調整局担当局長(技術担当)		林	泰三
行財政局長		小原	一徳
文化スポーツ局長		岡田	健二
健康局担当局長(保健所長)		伊地智	昭浩
環境局長		福本	富夫
経済観光局長兼企画調整局医療・新産業本部長		西尾	秀樹
建設局長		三島	功裕
都市局長		鈴木	勝士
建築住宅局長		根岸	芳之
港湾局長		辻	英之
教育委員会事務局長兼教育次長		長谷川	達也
健康局副局長		熊谷	保徳

(神戸市会)

議	長	壬生	潤
副	議長	平井	真千子

(協議事項1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、感染症情報の共有・連携、「新しい生活様式」の定着に向けた取組、雇用維持への支援について、今後の県市協調した取組の方向性等を協議する。

I 新型コロナウイルス感染症情報の共有・連携

(1) 現状・課題

県所管地域の医療機関から届出を受けた新型コロナウイルス感染症患者の居住地が、神戸市所管地域である場合、又は、その逆の場合には、県と神戸市が連絡をとりながら、患者や濃厚接触者等の情報共有を図っている。

特にクラスター発生時には、より情報共有を密にしながら、積極的疫学調査や必要なPCR検査の連携に努めてきた。

また、県内の患者発生のうち、神戸市分は大きな割合を占めており、県全体の状況を把握・分析するためには、神戸市管轄の患者情報や疫学情報が重要である。

(2) これまでの主な取組

県管轄市町在住の患者が神戸市内の医療機関で入院した場合等では、濃厚接触者等の把握や施設調査について、適宜意思疎通に努め、協力関係を築いてきた。

(参考：患者発生状況(累計) 県管轄 2,271人、神戸市管轄 2,608人)

(3) 今後の取組の方向性

今後、新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザの同時流行に備え、患者と濃厚接触者調査について、迅速に情報を共有するとともに神戸市や県所管の施設等で発生したクラスターについても協力して対応していきたい。

また、神戸市の新型コロナウイルス感染症患者等の情報について、県の感染症対策に役立てるため、引き続き情報共有にご協力頂きたい。

II 住民・事業者の「新しい生活様式」の定着に向けた取組

(1) 現状・課題

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指すため、兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」の推進について、県民・市民に協力を求めている。

※「ひょうごスタイル」の3本柱

- ① 感染拡大を予防する「日常生活」(ライフスタイル)
- ② 感染拡大を予防する「働き方」(ワークスタイル)
- ③ 自然災害と感染症との「複合災害」への備え(災害文化)

○また、事業者に対しては、ガイドラインに基づく感染防止策の徹底に加え、兵庫県新型コロナ追跡システムへの登録と、感染防止対策宣言ポスター(「ひょうごスタイル」を記載)の掲示を依頼している。

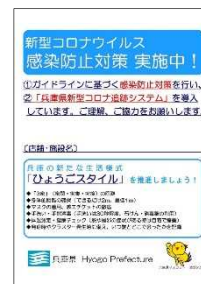
<新型コロナ追跡システム登録等数>

登録店舗数 (件)	LINE版	18,631
	メール版	15,406
利用者数(のべ)		約43万人

※12月14日現在の数値



新型コロナ追跡システム
事業者向け登録依頼リーフレット



感染防止対策宣言ポスター

○「ひょうごスタイル」は、各種媒体により幅広く周知を図っているが、感染予防意識の定着のため、さらなる啓発が必要である。

(2) これまでの主な取組

<ひょうごスタイルの推進>

5月に「ひょうごスタイル」を策定し、知事メッセージ、県ホームページ、チラシ(※1)、ひょうご防災ネットでの発信、主要駅等での啓発ポスターの掲示(※2)など様々な媒体を活用して、普及・啓発に取り組んでいる。

また、8月以降、食品衛生監視員による飲食店への食品衛生法に基づく指導の際、「ひょうごスタイル」を併記した感染防止対策宣言ポスターの配付や周知を実施している。



(※1)啓発チラシ (※2)啓発ポスター

<兵庫県新型コロナ追跡システム>

7月の「兵庫県新型コロナ追跡システム」運用開始以降、三宮周辺の事業者向けダイレクトメールの発出や、神戸市による飲食店向けシステム登録案内文の通知など、県市が連携し、事業者及び県民へシステムの登録・利用を普及する広報活動を実施した。

また、システムのより一層の普及を図るため、8月より、システムから通知を受け取った利用者が公費にてPCR検査を受診できる体制を構築した。

(3) 今後の取組の方向性

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るために、県民・市民一人ひとりの行動変容を促すことが重要であることから、マスク着用などの「ひょうごスタイル」や、兵庫県新型コロナ追跡システムの県民・市民・事業者へのより一層の周知について、県・市で連携して取り組んでいく。

Ⅲ 雇用維持への支援

(1) 現状・課題

- 制度融資(保証承諾(R2.12.11):51,193件・9,280億円)など事業継続の下支えにより、企業倒産件数は前年を下回る水準(R2.1-11累計・県393件(対前年同期比▲11.5%))にある。雇用調整助成金(申請件数(R2.12.11):85,128件(リーマンショック時(H21):31,571件)の拡充もあり、従業員の雇用維持が図られている(完全失業率(R2.7-9・県)2.8%)が、非正規雇用者数では減少の動きが見られる(対前年同月比(R2.10・全国)非正規▲85万人、正規+9万人)。
- 地域経済は持ち直しつつあるが、感染拡大等により停滞すると、雇用環境のさらなる悪化が懸念されることから、離職者等の雇用の場の確保や雇用維持支援の継続が必要である。

(2) これまでの主な取組

①離職者への支援

- ・緊急対応として、地方創生臨時交付金を活用した1,000人規模のつなぎ雇用の確保
- ・IT・資格取得コース等の就職に有利なスキル向上に繋がる職業訓練の拡充(拡充規模:800人)
- ・「ひょうご・しごと情報広場(神戸クリスタルタワー12階)」において、若年層をはじめミドル・シニア層など世代に応じた就労支援の実施

②雇用維持への支援

- ・人手余剰の事業主から人手不足の事業主へ一時的に人材を融通する「兵庫型ワークシェア」の推進

(3) 今後の取組の方向性

- 「兵庫型ワークシェア」をさらに推進するため、人手余剰事業主への一層の周知・確保及び人手不足事業主とのマッチングの促進
- 雇用情勢の悪化に備え、国に対して、「緊急雇用創出事業(都道府県が基金を造成)」の早期創設を要望

(協議事項2) 魅力あふれるまち・地域づくり

県都神戸の都市としての魅力を高めるため、三宮・県庁周辺等の再整備、六甲山や新長田地区の活性化、兵庫津ミュージアム（仮称）の整備等について、今後の取組の方向性等を協議する。

I 三宮・県庁周辺等の再整備に係る連携推進

(1) 現状・課題

- ・ 都心エリアの再整備については、三宮周辺地区・ウォーターフロントエリアと県庁周辺地域がそれぞれのポテンシャルを最大限に活かし、都心エリア全体に整備効果が波及するように取り組んでいく。
- ・ 神戸市においては、「将来ビジョン」と「再整備基本構想」に基づき、「新たな中・長距離バスターミナル」、「えき～まち空間」、「市役所本庁舎2号館」の基本計画を策定し、現在、事業を推進している。また、ウォーターフロントエリアにおいては、「港都神戸」グランドデザインに基づき、順次、再開発を進めている。
- ・ 兵庫県においては、「県庁舎等再整備基本構想」に基づき、基本計画の策定に向けた検討を進めている。
- ・ これら県市の計画に沿って事業が本格化する中で、それぞれの計画やプロジェクトをより一層、一体的で整合が図られたものとする必要があるため、今年度新たに「都心エリアの再整備計画に関する検討会議」を設置した。これまで都心エリア全体のまちづくりの方向性を明確化、共有するなどの検討を県市で行っており、今後、とりまとめを行う。

(2) これまでの主な取組

平成27年	9月	(市)	神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]と三宮周辺地区の『再整備基本構想』を策定
平成30年	3月	(市)	新たな中・長距離バスターミナルの整備に向けた雲井通5・6丁目再整備基本計画を策定・公表
	5月	(市)	雲井通5丁目再開発株式会社を設立
	9月	(市)	神戸三宮「えき～まち空間」基本計画を策定・公表
令和元年	6月	(県)	県庁舎等再整備基本構想の策定
	7月	(市)	「三宮クロススクエア」交通社会実験
	11月	(県)	第1回県庁舎等再整備基本計画検討委員会の開催
	12月	(県)	「神戸三宮雲井通5丁目地区市街地再開発事業」にかかわる「公共事業等審査会」で事業着手妥当の評価
令和2年	3月	(市)	「神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業」の都市計画決定
		(市)	国道2号等 神戸三宮駅前空間事業計画の公表 (国交省と連名)
		(県)	第2回県庁舎等再整備基本計画検討委員会の開催
		(市)	本庁舎2号館再整備基本計画を策定・公表
	5月	(県・市)	第1回都心エリアの再整備計画に関する検討会議の開催 (現在までに計8回開催、今後成果をとりまとめ予定)
	6月	(市)	都心・三宮再整備の全体事業費および経済効果を公表
	11月	(県)	第3回県庁舎等再整備基本計画検討委員会の開催

(3) 今後の取組の方向性

①三宮等の再整備

- ・ 新たなバスターミナル I 期の整備に向けて、「神戸三宮雲井通 5 丁目地区第一種市街地再開発事業」の年度内施行認可を目指し、県市においても補助金の交付による財政的な支援や地権者としての協力など、より一層の連携が必要である。
- ・ 「えき~まち空間」の核となる人と公共交通優先の空間「三宮クロススクエア」を段階的に整備するにあたって、交通社会実験の結果を踏まえた通過交通の迂回誘導や外周道路の強化等について、県庁舎周辺の道路整備とも調整を図りながら、引き続き交通管理者（警察）や道路管理者（国・市）と協議・連携し、取組を進める。
- ・ 「都心エリアの再整備計画に関する検討会議」において、三宮再整備と県庁舎等再整備がそれぞれのエリアの特徴を活かし、相乗効果を上げながら都心エリア全体に波及するよう協議を行っており、今後はとりまとめた結果に基づき、さらなる県市連携のもと事業を実施していく。

②県庁周辺再整備

- ・ 基本計画の検討において、都市再生緊急整備地域の拡大や元町駅を挟む南北の分断の解消など、民間投資を促進する環境整備に関連する以下の項目について、神戸市と協議・協力のうえ検討を行うとともに、三宮再整備等と連携して相乗効果が上がるよう取り組んでいく。

- ア 県庁舎等再整備にあたって必要な都市計画変更
- イ 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の拡大
- ウ 良好な都市景観の形成に向けたスピード感をもった景観協議・調整
- エ 魅力的な歩行者空間の整備に向けた「まちのシンボル軸」等の整備
- オ 元町駅を挟む南北の分断の解消
- カ 地下鉄県庁前駅から新庁舎へのアクセスの確保
- キ 生田庁舎等移転跡地の利活用の検討
- ク 将来的な民間活用等を見越した市道・長田楠日尾線の取り扱いの調整



③ウォーターフロントエリアの再開発

- ・ 都心三宮に近い新港突堤西地区では、第1突堤基部に引き続き、第2突堤再開発事業に着手するとともに、第1・第2突堤間の水域活用の検討を進める。
- ・ 中突堤周辺地区では、ポートタワーのリニューアルとその周辺の再整備を進める。

Ⅱ 六甲山の活性化

1. 六甲山上スマートシティ構想等の推進

(1) 現状・課題

遊休施設の改修による賑わい施設の増加など、顕在化しつつある再活性化に向けた動きを加速させるため、「六甲山グランドデザイン」(H31.3策定)のアクションプランに基づく取組を官民協働でスピード感を持って推進することが必要。

また、with コロナ時代の新たな働き方・暮らし方を実践する場所として、六甲山上に快適で創造性を刺激する魅力的なビジネス空間の実現を目指す「六甲山上スマートシティ構想」(R2.5発表)を推進するため、六甲山上の事業環境整備やアクセスの向上に取組む。

(2) これまでの主な取組

①最先端技術を活用したサービスの実証に関するこれまでの取組み

- ・ 最先端技術を活用し、地域の課題を解決する「Be Smart KOBE」プロジェクトの実施。
- ・ 令和元年度採択事業として実証実験を実施。(六甲山関連2件)
 - ドローン配送実用化に向けた実証実験
 - 顔認証技術を活用した児童見守りサービスの実証実験
- ・ 令和2年度採択事業の実施。(六甲山関連2件)
 - ウェアラブルIoTソリューションを活用したバイタルデータの収集・分析
 - AIボットを活用したデジタル情報発信とデータ収集

②規制の見直し

- ・ 国立公園計画の見直し「集団施設地区」の設定(H30.8～)
- ・ 公園事業以外の建築物の新築を容認、基準を明確化(H31.4～)
- ・ 都市型創造産業(IT、デザイン、映像など)のオフィス立地を容認(R1.12～)
- ・ 風致条例による規制を自然公園法並に緩和(R1.12～)

③光回線の整備

- ・ 必要なインフラ整備として、六甲山上に光回線を整備。令和2年12月開通予定

④遊休施設等を利活用した賑わい創出やオフィス等の立地促進

- ・ 「都市型創造産業」のオフィスを設置する場合の改修費用等への支援(R2～、実績：選定2件)
- ・ 観光客の利便性や自然公園としての魅力向上に資する施設への改修費用等への支援(H29～、実績：整備済3件、整備予定6件)

- ・県の産業立地条例に基づく既存未利用地等再生促進地区に指定(R2.12.4)し、税軽減や補助金により都市型創造産業などの立地を支援

⑤山上の回遊性や山上へのアクセス向上

- ・平成30年度～ 六甲・摩耶急行バスの運行(令和2年度まで)
- ・令和元年8月～ バス停への誘導サインの設置
- ・令和2年4月～ バス標柱型デジタルサイネージの設置
- ・令和2年10月～106系統直行便(JR六甲道～阪急六甲～六甲ケーブル下)運行

(3) 今後の取組の方向性

①先端技術を活用し、利便性を向上させるサービスの実証・実装

- ・山上の利便性を向上させるため、最先端技術やデータを活用したサービスのさらなる実証・実装の支援

②規制緩和の国への働きかけの継続

- ・さらなる民間投資を促進するため、県市協調しての国への働きかけを継続
 - 国立公園内の各種行為に対する許可基準の緩和(自然公園法施行規則第11条)
建築物の高さ基準13m以下
建築面積2,000㎡以下
主要道路からの壁面後退距離20m以上
 - 国立公園六甲山の実情に応じた管理運営計画(地方環境事務所長作成)の改訂
建築物の意匠等(屋根の形態、壁面の色彩等)

③Wi-Fi環境の強化

- ・光回線を活用し、山上の観光施設やカフェ・レストラン等へのKOBE Free Wi-Fiのアクセスポイント設置費用への支援(令和3年1月から予定)

④遊休施設等の利活用を促進するための補助制度の継続

- ・山上のビジネス交流拠点「共創ラボ」を開設(令和3年3月予定)
- ・県市協調による遊休施設等を利活用した賑わい創出やオフィス等の立地を促進するための補助制度、スタートアップのオフィス開設支援補助の継続

⑤山上の回遊性や山上へのアクセス向上

- ・山上の回遊性向上に向けた社会実験の実施
- ・18系統急行便(三宮駅ターミナル前～地下鉄三宮駅前～新神戸～摩耶ケーブル下)の運行(予定)

2. 六甲山におけるニホンジカ対策

(1) 現状・課題

- ・近年、ニホンジカは生息数が急速に増加し、県内でも阪神エリアの北側まで分布域を拡大し、六甲山エリアの近傍（神戸市北区道場町・神戸市北区山田町藍那地区 等）でも定着が確認されており、六甲山への侵入圧が高まっている。
- ・ニホンジカは、一旦侵入し、過密状態になると、森林内の草本層や低木層を食べつくし、生態系被害や自然景観の悪化、土砂災害の危険性及び農作物被害の増加等が懸念される。
- ・ニホンジカは市域をまたいで移動し、六甲山への侵入の可能性があるルートも複数市にまたがるため、市・県・国が連携し、広域的な監視・対策を行うことが必要不可欠となる。

(2) これまでの主な取組

- ・市内の生息実態調査等（H30年度から継続的に実施中）
 - ①生息地域の現地調査や定点カメラによる監視
 - ②ドローンやGPS 首輪等の ICT を用いた先進的調査
 - ③上記調査結果等に基づいた効果的な捕獲手法の検証
- ・国に対して、令和2年2月に財政的支援を陳情し、さらに、令和2年7月に国家予算要望の中で自治体への財政的支援や国による協力体制の構築を要望した。

(3) 今後の取組の方向性

- ・六甲山系に属する市（神戸市・芦屋市・西宮市・宝塚市）、県、国（環境省神戸自然保護官事務所等）で、ニホンジカの生息状況・対策実施状況等の情報交換を行う場を設置予定。

Ⅲ 新長田駅南地区の活性化

(1) 現状・課題

- ・新長田駅南地区は、震災復興事業による道路や公園等の公共施設整備や住宅の整備の進捗により安全・安心なまちとなり、居住人口は震災前から増加している。新長田合同庁舎建設発表（H27. 9）以降には、同地区の再開発ビルへのテナント入居が進むなど、まちの活性化の効果も現れているところである。
- ・新長田合同庁舎への県・市関係機関の移転を契機として、合同庁舎で働く約 1,050 人の職員が地域に溶け込み、行政と地域が連携してまちの活性化を図ることを目的に、合同庁舎入居機関、地域団体等を構成員とする「新長田合同庁舎地域連携会議」を令和元年9月に設置し、地域連携活動について提案・協議するとともに、行事への取組み等の情報共有等を行っている。
- ・今後予定している兵庫県立総合衛生学院等の移転により、学生・職員等約 1,000 人が同地区に通う予定であり、学生・職員等を取り込んだ、地域のさらなる賑わいづくりを進めていくためにも、引き続き新長田合同庁舎地域連携会議を通じたまちの活性化が必要である。

- ・また、市では新長田駅の拠点性を向上させるため、現在、新長田駅前において、バス路線の再編に合わせたバスロータリー整備の検討を進めており、さらなるまちの活性化を図るため、新長田駅の快速停車や東口改札復活について J R 西日本に対し働きかけを行っていく必要がある。

〈新長田合同庁舎地域連携会議の構成員〉

区分	内容等	
構成員	入居 機関	神戸県民センター（県民交流室、神戸県税事務所）、神戸生活創造センター、神戸市税務部、県住宅供給公社神戸事務所、神戸すまいまちづくり公社
	地域 団体	(株) くにづか、新長田まちづくり (株)、(株) 神戸ながた TMO、長田区自治連絡協議会、長田区連合婦人会
	関係 機関	神戸市都市局、神戸市経済観光局、神戸市長田区役所、ふたば学舎、神戸常盤大学
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員の行事や地域活動の情報共有 ・行政と地域が連携した地域活動の企画、実施 	

(2) これまでの主な取組

○新長田合同庁舎地域連携会議に関連する取組 ※令和2年11月末時点

- ・新長田合同庁舎地域連携会議の開催

令和元年9月に第1回が開催され、これまでに計5回開催

- ・地域連携活動の取組

① 新長田合同庁舎職員、地域団体による共同クリーン作戦

(合同庁舎周辺・商店街の清掃活動を計8回実施)

② 新長田合同庁舎職員を対象とした新長田ファンづくり事業

(合同庁舎職員を対象とした講座・まち歩きツアーを計5回実施、等)

③ 「県民まちなみ緑化事業」及び「ながた緑プロジェクト」による緑化運動

(商店街にベンチ付きプランターの設置、等)

④ 商店街・地域団体等の各種イベント・地域活動等のPR・参画

(合同庁舎エントランスにチラシラックを設置するなどの新長田合同庁舎職員や来庁者へのPR、等)

⑤ 商店街・地域団体等が実施するイベント等との連携

(地域イベントへの参加、合同庁舎1周年記念イベントの開催、等)

○J R 新長田駅の快速停車と東口設置に向けた J R への要望

- ・平成22年10月 第3回市会本会議において、J R 新長田駅に快速停車と東口改札の復活を求める「J R 新長田駅に関する請願」を採択
- ・平成23年3月 地元住民を中心とした約3万1千人の署名を J R 西日本に提出し、快速停車と東口改札の復活を要望
- ・平成20年度～ J R 西日本との意見交換会を定期的で開催 (34回)
平成29年度より兵庫県も同席し、県市で要望を実施

※JRは、東口改札の設置にかかる整備費は高額な上、新たな施設の維持管理も必要となるなどの課題に対し、設置による利用者の増加は見込めず、採算を考えると難しいとの見解を示している。

(3) 今後の取組の方向性

- ・今後、予定している兵庫県立総合衛生学院等の移転を見据え、引き続き新長田合同庁舎地域連携会議を随時開催し、地域の要望・意見を踏まえながら、県・市一体となった地域連携活動を展開していく。
- ・JR新長田駅の快速停車及び東口設置に向け、引き続き県市一体となって、さらなるまちの活性化、賑わいづくりを進めるとともに、JR西日本に対する働きかけを行う。

IV 兵庫津ミュージアム（仮称）の整備

(1) 現状・課題

- ・H31.3に策定した基本計画に基づき、「初代県庁館（仮称）」（復元施設、R3年度開館予定）及び「ひょうごはじまり館（仮称）」（展示施設、R4年度開館予定）の一体整備に取り組む。また、開館に向け、地域を巻き込んだ広報や持続する運営体制を構築していく。

(2) これまでの主な取組

- H30～ 「初代県庁館」設計着手（～R1）
- H31.3 「県立兵庫津ミュージアム（仮称）基本計画」の策定
- R1～ 展示設計（～R2）
「ひょうごはじまり館」建築設計着手（～R2）
- R2.7 「初代県庁館」建築工事着工
- R3～ 「ひょうごはじまり館」建築工事着工

(3) 今後の取組の方向性

下記の事項について市の協力を得ながら着実な推進を図る。

- ① まちの新しいシンボル施設にふさわしい周辺整備の推進
 - ・施設の建築意匠や兵庫運河周辺の景観に配慮した南・東側歩道整備
 - ・道路案内標識、まちの案内地図サイン、誘導サインの設置および更新
- ② 地域と一体となった持続性のある運営体制の構築
 - ・街歩きガイドグループなど地元活動団体等との連携および調整（ガイド養成研修等への参加、イベントや施設運営への参画など）
- ③ 開館に向けた広報、イベント等の実施
 - ・地下鉄海岸線、市バス等交通機関での広告
 - ・地下鉄海岸線中央市場前駅の副駅名の設定
- ④ 兵庫津及び神戸・兵庫の歴史と魅力を伝える展示
 - ・市立博物館、市文書館等の知見や資料の活用、企画展示展等における連携

V 大阪湾岸道路西伸部の整備促進

(1) 現状・課題

- 全線で、調査・設計、工事を実施中
- 国直轄道路事業：六甲アイランドで橋梁下部工を実施中
- 国直轄港湾事業：新港・灘浜航路部で航路移設関連工事を実施中
- 有料道路事業(阪神高速道路株)：駒栄地区で開削トンネル工事を実施中
- 早期整備に向けた予算の確保が課題

(2) これまでの主な取組

① 事業経緯

- 平成 28 年 4 月 国直轄道路事業として新規事業着手
- 平成 29 年 4 月 有料道路事業を導入
- 平成 30 年 7 月 国直轄港湾事業を導入
- 12 月 大阪湾岸道路西伸部 起工式(12 月 22 日 六甲アイランド)
- 令和元年 12 月 海上長大橋の基本構造形式が決定

② 取組経緯

- 平成 27 年 4 月 大阪湾岸道路西伸部整備促進県議会議員連盟の設立
- 5 月 大阪湾岸道路西伸部整備推進神戸市議会議員連盟の設立
- 大阪湾岸道路西伸部整備促進国会議員連盟の設立
- 6 月 関西高速道路ネットワーク推進協議会の設立
(県、神戸市、神戸商工会議所、関経連等で構成)
- 平成 29 年 2~3 月 阪神高速の料金改定について県議会、市会の議決
- 7 月 阪神湾岸地域高速道路網(大阪湾岸道路西伸部・名神湾岸連絡線)
整備促進県議会議員連盟の設立
- 阪神湾岸地域高速道路網整備促進国会議員連盟の設立

(3) 今後の取組の方向性

- 早期完成に向け、引き続き、兵庫県と神戸市は、経済界とも連携し、予算確保を国土交通省や阪神高速道路株に働きかけていく。

(協議事項3) 起業・創業の活性化

イノベーションを創出するスタートアップ企業の育成・集積を図るため、スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市の形成に向けた取組や、UNOPS GICにおけるスタートアップ企業の育成、同施設との連携について協議する。

I スタートアップ・エコシステム グローバル拠点都市の形成

(1) 現状・課題

- 内閣府、経済産業省、文部科学省が共同で推進するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略において「グローバル拠点都市」に選定（令和2年7月）。
- エコシステム拠点形成に向けた取組を、兵庫県・神戸市、大阪府・大阪市、京都府・京都市が連携しながら推進している。
- また、起業の裾野の拡大から成長促進まで一貫した支援を、県・市協力のもと、実施している。

(2) これまでの主な取組

スタートアップ・エコシステムに関連する県・市協力での取組
平成30年度～ ・IT事業所立地促進のための補助事業の共同実施
令和元年度～ ・グローバルアントレプレナー育成プログラムの共同実施
令和2年度～ ・UNOPS GIC Japan (Kobe) の施設整備等

(3) 今後の取組の方向性

- ピッチコンテストによるスタートアップ企業の販路開拓等の支援
- 「ひょうご神戸スタートアップファンド(仮称)」の組成（本年度中）にむけた調整

II UNOPS GIC JAPAN (Kobe) におけるスタートアップ企業の育成

(1) 現状・課題

- 令和元年11月28日にGICの神戸市内での開設に向けたMOU(基本合意書)を締結。
- 本年11月6日に、国連プロジェクト・サービス機関(UNOPS)と兵庫県・神戸市は、グローバル・イノベーション・センター・ジャパン(GIC Japan (Kobe))のオープニング式典を開催。
- 新型コロナウイルスの影響下での、グローバルメンバーの獲得やGICの運営資金の円滑な確保に向けた取組を県・市でサポートしている。
- また、GICの有するSDGs課題対応の知見を県内のスタートアップを中心とする企業にも広く波及させるため、県・市で協力のもと、UNOPSと連携し、GICのノウハウを活用して新ビジネスの構築を支援する必要がある。

(2) これまでの主な取組

- 「テクノロジーを用いた強靱なインフラ作り、気候変動への対処を強化する」をテーマに、4月～7月にアイデアを募集、98か国624社から応募があり、ブートキャンプに参加する25社を選定。
- 11月3日～6日にブートキャンプを実施、最終日の6日にピッチコンテストを行い、入居する5社を選定。

(3) 今後の取組の方向性

- 県・市連携のもと、新たなグローバルメンバーの獲得に向けた取組を引き続きサポート。
- GICのノウハウを活用した県内・市内企業の成長支援のためのローカル・プログラムの実施。

(協議事項4) 県が管理する河川の管理権限移譲

市民生活のさらなる向上のため、従来から、市民に身近な基礎自治体が行政サービスを行うべき業務につき、県から市への権限移譲を進めてきたが、これまで懸案であった県管理河川の管理権限の市への移譲についても協議を進めていく。

(1) 現状・課題

平成12年の河川法改正により、県が管理する河川の管理権限を政令指定都市に移譲することが可能になった。

具体的には、河川法に基づく、河川整備計画の作成、改修・維持工事、各種占用等許可・維持管理等の県管理河川の管理権限を政令指定都市が持つことができることとなった。

これを受けて、県市間で協議を重ねてきたが、実現には至っていない。

実現への課題としては、下記の項目があり、

○ 県側 用地や占用関係の整理、引継図書の準備等

○ 市側 組織体制の整備、財政面での対応等

これら課題の解決に向けて県市間の協議を行う必要がある。

(2) これまでの主な取組

平成12年4月 改正河川法 公布

平成13年度～平成16年度

兵庫県・神戸市河川管理協議会の開催

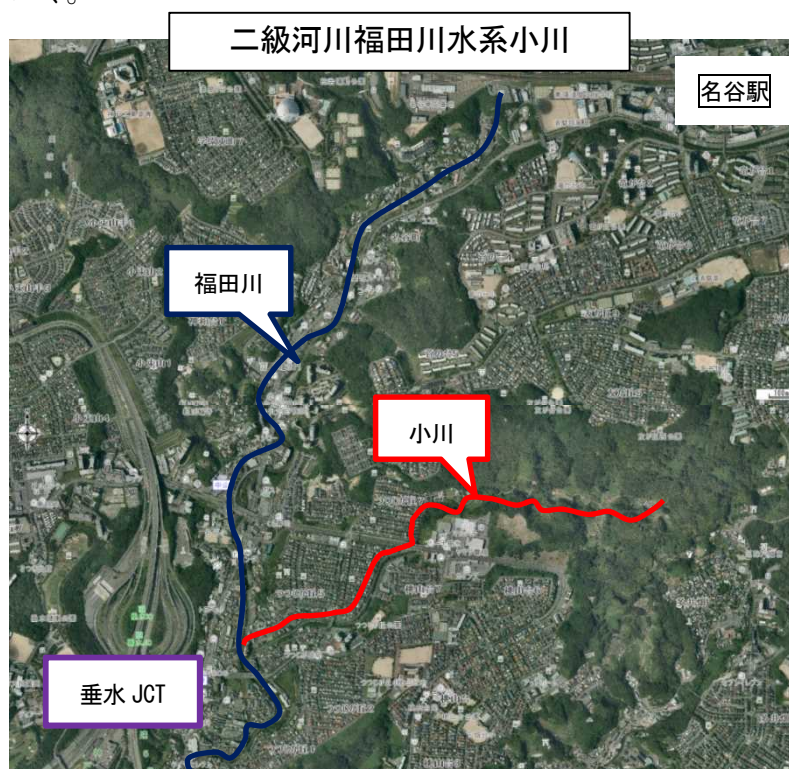
平成20年度～平成29年度 事務レベルによる協議を継続

(3) 今後の取組の方向性

まずは、すでに協議を始めている福田川水系小川につき、早期の管理権限移譲の実現を図る。

また、県市の関係部署のメンバーによる研究会を開催し、その他の県管理河川について、管理権限移譲の実現に向けて協議を行い、移譲に向けての課題を抽出する。

県民・市民にとってより良い河川管理を目指す視点から、河川の管理権限の移譲を段階的に進めていく。



(協議事項5) 県民緑税の延長

豊かな緑を次の世代に引き継いでいくため、「県民緑税」(県民税均等割超過課税)を導入し、森林の防災面での機能を高める「災害に強い森づくり」事業や、都市環境の改善や防災性の向上を図る「県民まちなみ緑化事業」に活用している。今後もこれらの事業を更に進める必要があることから、課税期間を令和3年度から5年間延長し、緑を守る取組を計画的に実施する。

I 災害に強い森づくり

(1) 現状・課題

- 平成18年度に県民緑税を活用した「災害に強い森づくり」事業を導入し、流木・土石流対策などを実施して、森林の防災機能の向上に取り組んできた。
- これまでの取組により、土壌侵食防止や土砂崩壊防止の機能は着実に向上しているが、近年の記録的豪雨や台風の甚大化、頻発化によって災害リスクは依然として高い。

(2) これまでの主な取組

六甲山系において、平成26年の豪雨により、風化花崗岩や松枯れ跡地で表層崩壊が多発したため、第3期(平成28年度～)から「都市山防災林整備」を新設し、森林の防災機能の強化に取り組んでいる。

第3期対策(平成28年度～令和元年度)の神戸市内での実施状況

箇所数：32箇所(262ha)

(緊急防災林整備(斜面对策)10箇所、里山防災林整備 2箇所、
野生動物共生林整備 2箇所、住民参画型森林整備 2箇所、
都市山防災林整備 16箇所)

(3) 今後の取組の方向性

依然として高い災害リスクや、対策が必要な箇所が存在することから、これまでの成果を活かし、引き続き「災害に強い森づくり」(第4期：令和3～7年度)を進めていく。

六甲山系においては、下流人家等に甚大な被害を及ぼす危険性が高い森林のうち、平成30年7月豪雨で治山事業の対象とならない小規模崩壊のあった20箇所 200haで、土留工の設置などを行う。

[充当予定事業]

- ① 緊急防災林整備(災害緩衝林の造成、簡易流木止め施設の設置、土留工の設置)
- ② 針葉樹林と広葉樹林の混交整備(パッチワーク状に広葉樹林への転換)
- ③ 里山防災林整備(人家裏山の危険木伐採)
- ④ 野生動物共生林整備(バッファゾーンや共生林の整備)
- ⑤ 住民参画型森林整備(活動に必要な資機材導入への支援)
- ⑥ 都市山防災林整備(土留工(伐倒木利用)の設置)

Ⅱ 県民まちなみ緑化事業

(1) 現状・課題

- 人口集中地区全体では緑地率 25%の目標に対し 24.6%と順調に緑が増加しているものの、地域によっては緑が偏在しており、まちの中心部では緑が少ない。
(神戸市全体：23.4%、兵庫区：9.0%、中央区：10.9%、東灘区：14.9%)
- 多くの県民の目に留まる駅周辺等の公的空間に魅力的な緑地が少ない。
- 県内校園庭の芝生化率は第3期目標 24%に対し県全体で 18.2%に留まる。
(神戸市全体：7.5%)

(2) これまでの主な取組

第3期事業（平成28年度～令和元年度）の神戸市内での実施状況

件数：135件（一般緑化101件、校園庭の芝生化11件、ひろばの芝生化16件、
駐車場の芝生化4件、屋上・壁面緑化3件）

(3) 今後の取組の方向性

都市環境の改善や防災性の向上を図り、緑が不足・偏在するまちの中心部（人口集中地区）での緑化を推進するため、第4期事業では、第3期事業の枠組みを維持し、住民団体等が行う緑化活動を支援する。

特に、県民が緑の効果を実感できる駅周辺や校園庭の芝生化など、公的空間での高質でシンボル性の高い緑化を推進するため、以下の改善を行う。

- 県民の目に留まる駅前広場等において、市が整備を行い、住民団体が維持管理を行うまちなかの花壇に対して支援する。（市が花壇を整備：補助率1/2、住民団体が植栽を実施：補助率10/10）
- 駅前空間や商店街などで緑化を行う協議会に対して、市の補助も可能とするなど、県市が協調して豊かな緑化空間を創出する。また、プランターや木製デッキ、ライトアップ機器等の緑化空間を構成する緑化資材について実費相当額を補助する。
- 校園庭を一度に全面芝生化できるよう、補助限度額を校園庭の平均面積相当（1,600→3,000㎡）に引き上げる。

(協議事項6) 今後のスポーツ振興

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の1年延期に伴い、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた開催準備や一層の機運醸成、また、ゴールドデンスポーツイヤーズで育まれたレガシーの継承など今後の取組について協議する。

I 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西、ゴールドデンスポーツイヤーズ後の展開等

(1) 現状・課題

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、ワールドマスターズゲームズ2021関西、神戸2022世界パラ陸上競技選手権大会と大規模な国際スポーツイベントが連続して開催される予定であったが、新型コロナウイルスの影響により1年の延期が決定した。
- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた新たな形でのイベントの実施及びPR活動を行う必要がある。

(2) これまでの主な取組

【東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会】

- 事前合宿の招致活動により、県内7市で11カ国27競技の選手団受け入れが決定

[神戸市における事前合宿決定状況]

(オーストラリア (パラ最大12競技)、ネパール (水泳 (パラ))、ニュージーランド (水泳 (オリ))、フランス (体操 (オリ)))

- オリンピック聖火リレー及びパラリンピック聖火フェスティバルの実施準備。

【ワールドマスターズゲームズ2021関西】

県と神戸市が連携し、以下のPR活動を実施。

- 関西スポーツの日 (5月14日) や近畿宝くじ (WMG協賛くじ) 発売日、神戸マラソンなどでWMGのPRを実施
- 1000日前イベント (平成30年8月19日) や2年前イベント (令和元年5月12日) を開催
- JR元町駅南にWMGのカウントダウンボードを設置
- 兵庫県、神戸市で開催されるオープン競技のメダル及びリボンを共同で制作

(3) 今後の取組の方向性

【東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会】

- 事前合宿や関連事業、オリンピック聖火リレー及びパラリンピック聖火フェスティバルの実施について、感染症対策を含め県市で情報共有を図りながら協力して取り組む。

【ワールドマスターズゲームズ2021関西】

- 延期後も開催機運醸成のため、引き続き県市との連携が必要である。また、大会運営についても、連携して効率化を図る必要がある。
- コロナ禍の影響でエントリー数が伸び悩んでおり、県市との連携により更なる参加者確保の取組を進める。

※ 14,880人 (国内 13,139人、海外 1,741人) を受付 (令和2年12月8日現在)

○開催日の正式決定後、改めて作成した大会PRグッズによる大会周知を県市が連携して取り組む。また、市においても、改めて大会PRグッズの作成が必要な場合は、対応をお願いしたい。

【ゴールデンスポーツイヤーズ後の展開】

○東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の各大会終了後、そこで育まれたレガシーを継承し、県民・市民のスポーツ機運の醸成や地域振興の推進を図る新たなイベント等を検討したいので、市の協力をお願いしたい。

Ⅱ. 神戸2022世界パラ陸上競技選手権大会

(1) 現状・課題

○東京2020パラリンピックの開催延期に伴い、世界パラ陸上競技選手権大会の神戸開催は2022年に延期となった。今後、新型コロナウイルス感染症に関する世界の情勢や国の動向などを注視しながら、オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズゲームズのレガシーを受け継ぎ、withコロナ時代の安全・安心な大会の開催へ向けた取組みを県市一体となって進めていく必要がある。

(2) これまでの主な取組

平成30年12月 開催都市立候補申請
平成31年4月 国際パラリンピック委員会より開催都市決定の通知
令和元年9月 大会組織委員会設立
令和2年2月 大会組織委員会と国際パラリンピック委員会が開催合意書締結
令和2年4月 新開催日程(2022.8.26~9.4)の決定
令和2年11月 大会ロゴデザイン決定・発表

(3) 今後の取組の方向性

○大会の開催準備や機運醸成等について協力いただき、大会の成功につなげてまいりたい。
○大会に参加する国内外の選手・関係者ならびに観客が神戸市内や県内各地に足を延ばし、滞在を楽しめるよう、県市が協力して魅力向上やおもてなしの充実に取り組む。

兵庫県・神戸市調整会議設置要綱

(設置)

第1条 兵庫県及び神戸市の事務の処理について必要な協議を行うため、地方自治法第252条の21の2に基づき「兵庫県・神戸市調整会議」(以下「調整会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は次に掲げる事項を協議する。

- 一 県及び市が連携して取り組むべき施策のうち、特段の懸案事項
- 二 前号に掲げるもののほか、県及び市の事務の処理について必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 前項に掲げる者のほか、兵庫県知事及び神戸市長が必要と認めるときは構成員を加えることができる。

(会議)

第4条 調整会議は知事又は市長が招集する。

(事務局)

第5条 調整会議の事務局は、兵庫県企画県民部及び神戸市企画調整局に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

兵庫県	神戸市
知事、副知事、企画県民部長、 神戸県民センター長 県議会の代表者 2名以内	市長、副市長、企画調整局長、 行財政局長 市会の代表者 2名以内